

第3期天理市子ども・子育て支援事業計画(案)に対する意見の概要及び本市の考え方について

No.	該当ページ	意見の概要	本市の考え方
1	-	<p>天理市子ども・子育て支援事業計画を読ませていただきました。読むだけで一時間近くかかり、子育て中のお母さん達はその時間を作ることが難しいと思います。内容も簡単に理解することができないものが多かったです。こういった大切な計画は市民にわかりやすく、簡単に見れるものにする事が重要なのではないのでしょうか。</p> <p>意見提出についてもホームページからダウンロードして、FAXかメールで送るのはかなり手間がかかり、ハードルもあがります。Googleフォームでスマホやパソコンから答えられるものにした方がいいと思います。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づき策定される計画となり、計画に記載すべき内容についても同法律によって定められている部分が大半を占めており、それらを網羅するためには本計画の文書量になります。次期計画策定につきましては、用語説明などの補足等を加えるとともに、多くの方に読んでいただけるよう、読む方を意識した内容や表現となるよう改善に努めます。</p> <p>パブリックコメントにおけるご意見投稿フォームにつきましては、次回実施時より作成いたします。</p>
2	-	<p>計画等のパブコメと合わせて施策等の案の概要を「公表するものとする」とされています。第3期天理市子ども・子育て支援事業計画(素案)概要版を公表してください。</p>	<p>いただいたご意見については、天理市パブリックコメント手続に関する要綱第5条第2項の規定に基づくものとお見受けいたします。第5条第2項では、『実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するものとする。』</p> <p>(1) 施策等の案の概要』としていますが、概要の公表ができておりませんでした。ご指摘いただいたように、本件と同時に計画案の概要を公表いたします。</p>
3	P3	<p>子ども子育て支援法では、「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者としています。第3期天理市子ども・子育て支援事業計画(素案)は計画対象を「就学前児童と小学校1～6年生の子ども」としています。第3期天理市子ども・子育て支援事業計画(素案)は子ども・子育て支援法に基づく法定計画あり、法でいう「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」を計画対象とすることが必要です。13歳から18歳まで空白期間が生じます。</p>	<p>計画内に18歳までの子どもに関する記述もございしますが、3頁『4. 計画対象』及び56頁『2. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目の概要』の対象児童年齢を誤記しておりましたので、修正いたします。</p>

4	P47	<p>必要な子育て支援策では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」が高い割合を示し、前回より増えています。休日夜間診療の拡充が必要です。そのために当番医による輪番制の導入や、総合病院での受診制限（特に初診の）を無くす必要があります。</p>	<p>休日夜間診療の拡充や輪番制の導入については医師の確保が課題となります。天理市休日応急診療所の運営では、国の動向をみながら地区医師会や薬剤師会に協力をいただき、連携しながら進めているところです。</p> <p>総合病院の受診制限につきましては、特定機能病院や地域支援病院などに掛かるときの選定療養費の負担や、医師の偏在化・医師不足による一部の医療機関の診療科で曜日の設定や予約制による人数規定等の状況をご指摘いただいていると思いますが、いずれも、国が進めている施策であるため、国の動向を注視してまいります。</p> <p>お子さまのケガや急病で病院に行った方がよいか、判断に迷ったときに電話でアドバイスが受けられる、子ども救急電話相談（電話相談番号#8000または0742-20-8119）や、全国の病院、診療所、薬局等を探ることができる医療情報ネット「ナビィ」や奈良県救急安心センター相談ダイヤル（電話相談番号#7119または0744-20-0119）をご案内させていただき、ご不安をかかえる市民の皆様にも少しでも安心・安全な医療を提供できる体制を目指して今後も邁進してまいります。</p>
---	-----	--	--

5	-	<p>子育て・教育にお金がかかりすぎることで、保護者にとって最大の負担となっています。思い切って予算を増やし、子育てにかかわるお金の心配を減らすべきです。0歳～就学前のすべての子どもの給食費の無償化を実施してください。「義務教育は無償」とうたった憲法26条を踏まえ、学校給食費や教材費などを無料にしてください。「隠れ教育費」といわれるさまざまな負担を見直し、保護者負担を減らしてください。天理市育英会の奨学金制度を拡充して給付型にしてください。</p>	<p>給食費については、受益者負担を基本としているところですが、準要保護家庭については補助をするなどの対応をしております。給食費の無償化については国会での議論の対象にもなっているところであり、国や県の動向を注視していきたいと考えております。</p> <p>その他、教材費についても、経済的理由により就学が困難な市内公立の義務教育学校に通学されている児童生徒の保護者に対し、学校教材費・学校給食費等を援助する就学援助制度を実施し対応しております。</p> <p>今後もこれらの給付的な支援にとどまらず様々な施策で子育て環境の充実に努めて参ります。</p> <p>天理市育英会は昭和35年度に市内在住者で、向学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難なものに対し、学資の一部を貸与し、将来社会に有用な人物を育成することを目的として設置されたものです。</p> <p>以後、公立高校について授業料の無償化がなされ、私立高校等の生徒については高等学校等就学支援金制度により就学支援金が支給されることとなり、平成26年度から高等学校等就学支援金制度に変更されましたが実質は無償となっております。さらに非課税世帯に高校生等奨学給付金が支給される制度も新設されました。</p> <p>これらの制度が新設されたことにより、高校の授業料は実質無料であり、他の奨学金制度等、教育費負担の軽減措置により、育英会設置の目的である学費の貸与は時代の変化とともにその役目を終えたと考えており、天理市育英会の奨学金制度の拡充や給付型については考えておりません。</p>
6	-	<p>子どもの看護休暇取得者が無給となった場合の補助制度をつくり取得しやすい環境をつくる必要があります。</p>	<p>今回いただいた意見については、「第3期天理市子ども・子育て支援事業計画（案）」に該当する箇所はありませんが、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>